

令和6年12月4日

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに
会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都中野区中央一丁目38番1号
ファーマライズホールディングス株式会社
代表取締役 秋山 昌之

東京都中野区中央一丁目38番1号
n e x t P H株式会社
代表取締役 松浦 恵子

ファーマライズホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の100%子会社であるn e x t P H株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、令和6年10月17日付で締結した吸収分割契約書に基づき、令和6年12月2日を効力発生日として、分割会社が営む一部店舗における調剤薬局事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

令和6年12月2日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

本吸収分割において、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき令和 6 年 10 月 25 日付で官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

承継会社の株主は、分割会社であるファーマライズホールディングス株式会社のみであり、同社は承継会社の特別支配株主に該当するため、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき令和 6 年 10 月 25 日付で官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、令和 6 年 12 月 2 日をもって、分割会社から本事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額（概算値）は、次のとおりです。

資産： 3,318 百万円

負債： 0 円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

令和 6 年 12 月 2 日

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上